

## 第11次舞鶴市交通安全計画の策定について

「交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）」に基づき、舞鶴市域における交通安全に関する総合的・長期的な施策の大綱として定めた「第11次舞鶴市交通安全計画」を策定しましたのでお知らせします。なお、計画の概要は、次のとおりです。

1. 策定方法 京都府が令和3年8月に策定した「第11次京都府交通安全計画」に基づき、関係行政機関等への意見聴取を行った上で策定。
2. 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
3. 計画の目標 交通事故のない社会を目指し、また、交通事故被害者の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶を図ることを目標とします。
4. 計画の視点 目標の達成のため、以下の視点を重視し、関係機関・団体等と連携を図りながら各種施策を推進します。
  - (1) 高齢者及び子どもの安全確保
  - (2) 歩行者及び自転車の安全確保
  - (3) 生活道路における安全確保
5. その他
  - ・計画書は市ホームページに掲載するとともに、図書館等に配架し周知を図ります。
  - ・国並びに府の交通安全計画に基づいて市の計画を策定することから、この時期に策定・公表をしております。

### 【お問い合わせ先】

市民課 : ☎0773-66-1006、FAX0773-62-2050  
E-mail : [simin@city.maizuru.lg.jp](mailto:simin@city.maizuru.lg.jp)